

別紙

諮問第1541号

答 申

1 審査会の結論

別表1に掲げる各開示請求について、権利の濫用として却下した処分は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った別表1に掲げる各開示請求（以下「本件各開示請求」という。）に対し、警視総監が令和2年5月21日付けで行った開示請求却下処分（以下「本件却下処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関は、別表1に掲げる本件各開示請求に対し、それぞれ開示決定等の期間の延長を行い、別表2に掲げる本件却下処分における「却下の理由」のとおり、いずれも開示請求権の本来の目的を逸脱した権利の濫用であると認め、まとめて却下処分を行った。

実施機関は、本件却下処分について適正かつ妥当なものである旨説明している。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過について

本件審査請求は、令和2年12月15日に審査会に諮問された。

審査会は、実施機関から令和2年12月15日に弁明書を、令和3年7月30日に理由説明書をそれぞれ收受した。

審査会は、本件審査請求について、令和3年9月21日（第193回第三部会）及び同年10月28日（第194回第三部会）に審議を行った。

(2) 審査会の判断について

審査会は、本件審査請求人による本件各開示請求書及び審査請求書における主張並び

に実施機関の弁明書及び理由説明書における説明を具体的に検討した結果、以下のよう
に判断する。

ア 審査請求人の主張について

本件却下処分に対する審査請求人の審査請求書における主張は、これを要約すると
次のとおりである。

(ア) 本件却下処分については、東京都知事、警視総監の公権力の濫用の濫用であり、
開示請求却下決定は東京都公文書情報公開関係法規、条例違反、国民の知る権利、
公務員の罷免、是正を求める権利等の憲法違反、公務員法、警職法等違反であり、
国民に東京大改革と公文書情報公開を選挙公約にして当選した小池百合子知事、警
視総監による都民、国民の為の公正な政治活動への妨害である。

国家公務員、警察官、都庁職員は、採用時に宣誓した重要な使命を放棄し、新型
コロナ危機、大災害の中公務員は高額なボーナスを受けたばかりで、交通犯罪等を
放置し、公務をおろそかにしている。

(イ) 東京都の公正であるべき行政の危機である。特に新学期、新人の就職時期、交通
事故拡大時期、新型コロナ非常事態時期に再三開示請求、違反取締りの要請をした
が〇〇警察署等の公務が杜撰、電話のたらい回し、受信拒否等新型コロナウイルス
対策で、マスコミに長時間映像が流された〇〇駅前〇〇交差点は、請求人の妨害は
維持して、わずか月〇万円の年金で是正しなければ、日本、世界への無警察状態を
暴露しただろう。

最近新型コロナウイルスバラマキで逮捕された迷惑ユーチューバーも当地区で違
法行為を行っていたと言う。

都民、国民を愚弄する措置、対応であり、警視総監、担当公務員の職権濫用であ
り、審査請求、訴追前に、責任を取らなければならない。

開示請求却下決定等を公然とした警視総監は憲法違反であり、都民、国民の知る
権利が大幅に阻害される。憲法の知る権利と行政刷新のため責任者を処分し、配置
換えの上、都議会、国会、国家公安委員会、警察庁等で早急に是正されたい。

(ウ) 責任者は必ず公権力を濫用して、犯罪を重ねるものである。地元の〇〇町では、

新任職員が宣誓書の全文を手書きして氏名を明示して開示している。膨大な証拠の公文書を精査されたい。新型コロナウイルスは現在感染が危機状態になってきている。地元〇〇も拡大傾向になってきている。その公文書情報公開は、同封の公文書が膨大であるが、警察、知事等による開示回答の請求却下は皆無である。

本件の虚偽の理由による請求棄却で警視庁は被害を拡大させ、犯罪、交通事故死等の警察官、公務員の職権濫用が蔓延する。また、公文書情報公開の意義が抹殺され、虚偽の報告で訴訟が増大する。世界的に不明朗な外国人の不当逮捕、米国での黒人逮捕死亡事件の〇〇交差点周辺デモ隊報道等の不明朗な事件は、拡大する。

公務員の宣誓書を無視し、初心を忘れ去ったからで、都民ファーストの精神を真に向から無視するものであり、関係警察官、職員等は職権濫用、懲戒免職等で最高刑の懲役にすべきであり、ここに告訴告発の為に開示願います。また、警視総監の公印不当な使用は責任を持つべきである。

(エ) 〇〇元知事の事件も、警視庁の情報隠しの多大な事件も東京都情報公開審査会から数年たってから20件ほど審査請求の回答があったが、警察官秘書、情報公開担当、法務、幹部、警察署、交換手、交番所等が公務を宣誓書どおり、厳正公正に行わなかった事件であり、不当行為の公文書を開示しなければ国民、都民は納得しない。

公開は、該当する公務員の訴追に必要な情報である。匿名は不当である。被疑者不詳、被告訴告発人不詳では最高検察庁等の公務が多大となる。辞職して自首すべきである。特に警察官の不祥事は教育上最悪である。

都庁、繁華街、新宿、渋谷周辺の大型バス、タクシー、納品トラック、工事車両等の、違法駐車、警察署の放置等大規模違法駐車は首都圏大震災の被害を増大し、都庁、地域、国民に甚大な被害を及ぼす。これら周辺警備を放置する警察官、公務員は職務放棄である。春の交通安全運動で、膨大な違反見逃しの〇〇警察署長が、テレビでもっともらしく、交通安全のセレモニーで放映されたがたとえ警視総監を入れ替えても、警察幹部犯罪は見逃すべきでない。

(オ) 膨大な司法警察、警備関係予算を使い、届出等の手抜き、売春行為の立入調査等を放棄する実態を早急に特別監査し、新型コロナウイルスの脅威から都民、国民、外国からの観光客等を守るために公文書情報公開妨害を早急に是正いただきたい。

特に新宿等の新型コロナ発生源のマフィアの見逃しは国際的に危険である。開示請求却下決定について憲法の知る権利と行政刷新、是正及び刑事訴追等の為に早急に是正し、開示されたい。新型コロナ蔓延の原因となる。

(カ) 同封した膨大な〇〇における公文書が示すように、国民を守ってきた。

警視庁はわずか10件ほどで悲鳴を上げている。

特に〇年ぶりの警視庁への公文書情報公開の問合せにおいて高額な携帯電話代であるのに、担当者から東京都民でないと申請できないとの一言で警視庁の閉鎖的な公務が明確にわかり、その後も妨害によるもめごとが多発している。ほとんどが警察職員の勉強不足であり、却下の理由のほとんどが証拠のない捏造である。

精査されたい。明らかに憲法に保証された政治活動、人権の侵害活動中立の警職法、地方自治法、公務員法、東京都公文書情報公開条例等にも違反する。

(キ) 政治改革、警察刷新等を行った。改革のための公文書情報公開は〇〇で1位に入る。全国的にも上位である。結果の反映も多大にある。

警察の許可を適正にとり、警察、検察、裁判所、議会等の行政刷新、改革、告発、選挙浄化、交通安全運動等の政治活動の許可を得た街頭演説、政策の広報活動に車両を使い公正かつ適正に行ってきた。

公文書情報公開は日本で上位に入る。公職選挙法改善のための選挙訴訟も多数ある。弁護士は使わない原告の訴訟である。インターネットで東京都情報公開審査会等にも公開されている。

イ 審査会の検討

(ア) 本件各開示請求について

a 本件開示請求1及び2について

本件各開示請求のうち、別表1の項番1及び2に掲げる開示請求を、それぞれ本件開示請求1及び2とする。それぞれの開示請求内容は、同表「開示請求内容」欄及び「確認（補正含む）後の開示請求内容」欄に記載のとおりである。

(a) 審査会が本件開示請求1及び2の開示請求書をそれぞれ見分したところ、各開示請求書の下部余白部分には、実施機関による確認後の開示請求内容が手書

きで追記されていることが認められた。

- (b) 審査会が実施機関の理由説明書を確認したところ、当該開示請求内容の確認に関する経緯について、以下の趣旨の記載が認められた。

実施機関は、本件開示請求1及び2について、いずれも開示請求内容が不明確で公文書の特定ができないことから、審査請求人に問合せを行った。

しかし、審査請求人は、公文書特定のための説明及び知りたい情報について自ら説明することなく、自己の主張や苦情の申立てを繰り返すことに終始したため、実施機関では審査請求人に対し、公文書を特定するため参考となる公文書等をいくつか案内するなどの対応に努め、それぞれの開示請求に係る公文書を特定した。

- (c) そこで、審査会が本件開示請求1及び2について改めて見分したところ、実施機関の説明のとおり、確認する前の開示請求内容は、当該請求文言の末尾において公文書につき指摘されてはいるものの、審査請求人の独自の見解に基づき、〇〇交差点を管轄する〇〇警察署（以下「〇〇署」という。）におけるパトカーの運行記録、同警察署の署長をはじめとする署員全員分の〇〇、審査請求人の苦情の申立て等に対応した特定部署の職員の〇〇及び〇〇、部下の不法行為を黙認している警視総監、副総監、各部長の〇〇及び〇〇、〇〇署における違法駐車放置の苦情処理結果等を求めるものであり、そのほとんどが〇〇署及び〇〇交差点における違法駐車取締りに関するものであった。

なお、実施機関の説明では、過去に審査請求人に対して東京都情報公開審査会答申において非開示妥当と判断されている公文書〇〇、及び過去に実施機関が審査請求人に対して非開示決定を行った公文書〇〇についても、今回再度開示請求が行われており、審査請求人は、これら各公文書が開示されないことを承知の上で開示請求をしているとのことであった。

また、実施機関は、審査請求人は本件開示請求1及び2において開示請求手続と無関係な発言や〇〇交差点における交通の取締りに関する苦情等を繰り返しており、真に公文書の開示を求めるものとは認められなかった旨、説明し

ている。

b 本件開示請求3及び4について

本件各開示請求のうち、別表1の項番3及び4に掲げる開示請求を、それぞれ本件開示請求3及び4とする。それぞれの開示請求内容は、同表「開示請求内容」欄に記載のとおりである。

(a) 審査会が本件開示請求3及び4の開示請求書をそれぞれ見分したところ、本件開示請求1及び2と同様の確認による開示請求書の下部余白への開示請求内容の追記は見当たらなかった。

(b) 審査会が実施機関の理由説明書を確認したところ、当該開示請求内容の確認に関する経緯について、以下の趣旨の記載が認められた。

実施機関は、本件開示請求3及び4について、いずれも開示請求内容が不明確で公文書の特定ができないことから、審査請求人に問合せをしたところ、審査請求人は、公文書特定のための説明等をする事なく、「何だっていいだろう。請求書を見ろよ。」「勝手に解釈すりゃいい。」等と発言し、本件開示請求手続とは無関係な発言や〇〇交差点における交通違反を取り締まらないことへの苦情等に固執し、公文書の特定に非協力的であったため、公文書の特定することができなかった。

(c) そこで、審査会が本件開示請求3及び4について改めて見分したところ、実施機関の説明のとおり、本件開示請求3については、審査請求人の独自の見解に基づく主張等に終始しており、本件開示請求4については、請求文言の末尾に公文書につき指摘されてはいるものの、これまでと同様、独自の見解に基づく主張等が書き綴られているものと認められた。

c 本件開示請求5について

本件各開示請求のうち、別表1の項番5に掲げる開示請求を、本件開示請求5とする。開示請求内容は、同表「開示請求内容」欄に記載のとおりである。

(a) 審査会が本件開示請求5の開示請求書を見分したところ、前述の本件開示請

求3及び4と同様、確認による開示請求内容の追記は見当たらなかった。

また、当該開示請求書の表題「開示請求書」の文字の横には「請願書」との文字が記載されており、開示請求の宛先には、実施機関の他に複数の行政機関等の名が列記されていた。

- (b) 審査会が実施機関の理由説明書を確認したところ、当該開示請求内容の確認に関する経緯について、以下の趣旨の記載が認められた。

実施機関は、本件開示請求5について、開示請求内容が不明確で公文書の特定ができないことから、審査請求人に問合せをしたところ、審査請求人は、公文書特定のための説明等をする事なく、「非開示でもなんでもすればいい。」「どうせ審査請求をするんだから。毎日請求するから。」等と発言し、本件開示請求手続とは無関係な発言や〇〇交差点における違法駐車を取り締まらないことへの苦情等に固執し、公文書の特定に非協力的であったため、公文書を特定することができなかった。

- (c) そこで、審査会が本件開示請求5について改めて見分したところ、実施機関の説明のとおり、本件開示請求5についても、請求文言の末尾に公文書につき指摘されてはいるものの、これまでと同様、審査請求人の独自の见解に基づく主張等が書き綴られているものと認められた。

- d 本件開示請求6及び7について

本件各開示請求のうち、別表1の項番6及び7に掲げる開示請求を、それぞれ本件開示請求6及び7とする。それぞれの開示請求内容は、同表「開示請求内容」欄及び「確認（補正含む）後の開示請求内容」欄に記載のとおりである。

- (a) 審査会が本件開示請求6及び7の開示請求書をそれぞれ見分したところ、各開示請求書の下部余白部分には、実施機関による確認後の開示請求内容が手書きで追記されていることが認められた。

また、本件開示請求6の開示請求書の表題「開示請求書」の文字の横には、「請願書」との文字が記載されており、同様に本件開示請求7の開示請求書には、「請願書、告訴告発書」との文字が記載されていた。それぞれの開示請求の

宛先には、実施機関の他に複数の行政機関等の名が列記されていた。

- (b) 審査会が実施機関の理由説明書を確認したところ、当該開示請求内容の確認に関する経緯について、以下の趣旨の記載が認められた。

実施機関は、本件開示請求6及び7について、いずれも開示請求内容が不明確で公文書の特定ができないことから、審査請求人に問合せを行った。

しかし、審査請求人は、公文書特定のための説明等をする事なく、自己の主張や苦情の申立てを繰り返すことに終始したため、実施機関では、審査請求人に対し、公文書を特定するため参考となる公文書等をいくつか案内するなどの対応に努め、それぞれの開示請求に係る公文書を特定した。

- (c) そこで、審査会が本件開示請求6及び7について改めて見分したところ、実施機関の説明のとおり、確認をする前の開示請求内容については、いずれもこれまでと同様、審査請求人の独自の見解に基づく主張等が書き綴られていた。

また、確認後の請求内容については、実施機関の案内等により、全警察署の駐停車禁止違反の取締り（反則切符告知）件数の統計、駐車違反の反則切符告知件数の統計等に改められていることが認められた。

e 本件開示請求8について

本件各開示請求のうち、別表1の項番8に掲げる開示請求を、本件開示請求8とする。開示請求内容は、同表「開示請求内容」欄及び「確認（補正含む）後の開示請求内容」欄に記載のとおりである。

- (a) 審査会が本件開示請求8の開示請求書を見分したところ、開示請求書の下部余白部分には、実施機関による確認後の開示請求内容が手書きで追記されていることが認められた。

また、当該開示請求書の表題「開示請求書」の文字の横には「請願書、告訴告発書」との文字が記載されており、開示請求の宛先には、実施機関の他に複数の行政機関等の名が列記されていた。

- (b) 審査会が実施機関の理由説明書を確認したところ、当該開示請求内容の確認

に関する経緯について、以下の趣旨の記載が認められた。

実施機関は、本件開示請求8について、開示請求内容が不明確で公文書の特定ができないことから、審査請求人に問合せを行った。

しかし、審査請求人は、公文書特定のための説明等を行うことなく、自己の主張や苦情の申立てを繰り返すことに終始したため、実施機関では、審査請求人に対し、公文書を特定するため参考となる公文書等をいくつか案内するなどの対応に努め、開示請求に係る公文書を特定した。

(c) そこで、審査会が本件開示請求8について改めて見分したところ、実施機関の説明のとおり、確認をする前の開示請求内容については、請求文言の末尾に公文書につき指摘されてはいるものの、これまでと同様、そのほとんどが独自の見解に基づく主張等が書き綴られているだけであった。また、確認後の請求内容については、実施機関の案内等により、過去6か月分の特定部署職員の月間勤務記録表及び警視総監等の出勤簿に改められていることが認められた。

f 本件開示請求9及び10について

本件各開示請求のうち、別表1の項番9及び10に掲げる開示請求を、それぞれ本件開示請求9及び10とする。それぞれの開示請求内容については、同表の「開示請求内容」欄及び「確認（補正含む）後の開示請求内容」欄に記載のとおりである。

(a) 本件開示請求9及び10については、実施機関が条例6条1項及び2項に基づき、補正要領及び補正期限等を記載した書面（以下「補正依頼書」という。）を審査請求人宛てに発送しており、これに対し審査請求人は、別表1の「確認（補正含む）後の開示請求内容」欄に記載のとおり補正書をそれぞれ提出している。

(b) 審査会が実施機関の理由説明書を確認したところ、当該開示請求内容の補正に関する経緯について、以下の趣旨の記載が認められた。

実施機関では、本件開示請求9及び10について、いずれも開示請求内容が不明確で公文書の特定ができず、さらに、これまでの電話による開示請求内容の

確認では審査請求人が終始公文書の特定に非協力的であったため、真に求める公文書を特定することができないことから、これまでの電話による確認ではなく、書面による補正依頼書をそれぞれ送付することとした。

実施機関が審査請求人に補正依頼書を送付したところ、審査請求人は、実施機関の職員に対して「いちいちこんな文書（当該補正依頼書）をよこしやがって。」「俺は全世界に流れている〇〇交差点を良くするためにやっている。」「〇〇交差点における警察の怠慢を告発する。」等との発言を行ったとのことである。

その後、審査請求人から補正書が提出されたものの、そこにはおよそ補正とは認められない内容が記載されており、依然として公文書の特定が困難であったことから、実施機関は、審査請求人が補正手続に真摯に応じていないものと判断した。

(c) そこで、審査会が本件開示請求9及び10について審査請求人の提出した各補正書を含めて改めて見分したところ、実施機関の説明のとおり、各補正書において請求文言の末尾に公文書につき指摘されてはいるものの、請求の内容自体については、指摘されている公文書の一部追加、作成期間の変更等はあるものの、その他に変化は認められなかった。

(イ) 条例の趣旨と権利濫用の法理について

本件各開示請求について、実施機関は、別表2のとおり、いずれも開示請求権の本来の目的を逸脱した権利の濫用であるとして却下処分を行っていることから、当審査会は、本件却下処分について検討する上で、まず条例の趣旨目的及び条例上の権利の濫用の取扱いについて検討した。

a 条例の規定及びその趣旨目的について

条例1条は、公文書の開示を請求する都民の権利を明らかにし、東京都が都政に関し都民に説明する責務を全うするため、都民の理解と批判の下に公正で透明な行政を推進し、都民の都政参加に資することを目的とする旨定めている。

そして、条例3条においては、条例の解釈及び運用に当たって、実施機関に対し公文書の開示を請求する都民の権利を十分に尊重することを要請し、他方、条例4条においては、開示請求者に対し条例の目的に即した適正な請求に努め、こ

れによって得た情報を適正に使用しなくてはならないと定めている。

その上で、条例5条において、何人に対しても実施機関に対して公文書の開示を請求する権利を認める一方、条例6条において、開示請求者に対象公文書を特定するために必要な事項の記載を義務付け、開示請求に係る公文書を特定することができない場合等には、実施機関は、相当の期間を定めて補正を求めることができるとしている。

このように、条例上、開示請求権は最大限尊重されるべきものではあるが、それが常に無制限に認められるものではないこととされ、特に条例4条においては、開示請求者には条例の趣旨目的に即した適正な権利行使が求められることを明確にしている。

b 権利濫用の法理について

権利の濫用とは、一般に、外形上権利の行使のように見えるが、その具体的な状況と実際の結果に照らしてみると、その権利本来の趣旨目的を逸脱するため社会的にみて正当な権利の行使として認めることができない行為をいうとされる。

条例上、どのような開示請求が権利濫用に当たるか、及び、開示請求が権利濫用に当たる場合に当該請求を拒否し得るかにつき定めた明文の規定はない。

しかし、前記aでみたとおり、条例4条は、開示請求を条例の目的に即した適正なものにするよう努めるべきものとし、かつ、これによって得た情報を適正に使用すべきものとしており、この定めは、権利の濫用を裏から規定しているものであるといえる。

また、この条例の定めを受けて、東京都情報公開条例の施行について（通達）（平成11年12月20日付11政都情第366号）は、著しく不適正な請求については、権利濫用の一般法理により対処することと明記している。

このことからしても、具体的に開示請求が権利の濫用に当たるか否かは、権利濫用の一般法理に従い、情報公開制度の趣旨に合致しているか否か、開示請求手続や開示請求制度の利用方法が適正か否かなどの開示請求の態様及び開示請求に応じた場合の実施機関の業務への支障並びに都民一般に与える不利益等の事情をも総合的に勘案し、社会通念上相当と認められる範囲を逸脱するものであるか否かを個別的に判断することになる。その結果権利の濫用に当たると認められる場

合には、当該開示請求を却下すべきものと解される。

(ウ) 本件各開示請求の権利濫用該当性について

次に、審査会は、前記(イ)を踏まえ、本件各開示請求について、それぞれの開示請求内容、態様等を総合的に勘案するとともに、条例によって設けられた制度の趣旨目的から明らかに逸脱していると解されるか否かについて、以下に検討する。

- a 開示請求者の言動、請求内容、方法等から、開示請求の目的が真に公文書の開示を求めるものでないと明らかに認められるか

(a) 審査請求人の言動について

本件各開示請求時における審査請求人の言動については、理由説明書に記載されているものであり、その内容は、実施機関の職員が審査請求人との応対を詳細に記録した真実性のあるものと認めることができる。

そこで、審査会は改めてこれら審査請求人の言動が記載された理由説明書を見分した。

I 本件開示請求1及び2における言動について

審査請求人は、本件各開示請求の当初である本件開示請求1及び2における請求内容の確認の際に、「開示請求は関係ない。そもそも情報公開どうのこうのではない。警察刷新の上で、公安委員会の弁護士などに、私の言うことを聞いてもらうためにやっている。」、「上司にこの請求書を見せて、上司は自爆すりゃいいんだ。」等と発言したことから、実施機関の職員が、開示請求制度を自己の主義主張等を述べる場として利用しているのか等と質問したところ、審査請求人は、「〇〇警察は春の全国交通安全運動期間中にもかかわらずタクシー業界と癒着して警察は交通を危険に晒している。」、「お前のことは訴える。名前を教えろ。上司は誰だ。また書いて送るから。情報公開は100万件行うが続ける。」等と応答したとのことである。

II 本件開示請求3及び4における言動について

審査請求人は、本件開示請求1及び2の開示請求以降も連日にわたり開示請求を行っており、本件開示請求3及び4の請求内容の確認の際には、「警視総監は犯罪者を見逃しているだろう。告訴の準備をしている。」、「課長に代

われ。おまえを告訴するぞ。」「お前らそんないい加減なことしていないで、違法駐車を取り締まれ。今夜〇〇交差点の映像が見られるから見てみい。エロビデオなんか見てないで。」「〇〇のカメラ見てんだけど、タクシー乗り場じゃないところにタクシーが多数止まっているし、パトカーが取締りしないし、おかしいんだよ。」「〇〇署に開示請求書送っつけ、警視総監にこういう請求が来ていると言っておけ。」「〇〇署だけでなく他の署も同じようなことやっているだろうから全部請求する、請求は続ける。ずっとしてやる。」等と発言したとのことである。

審査請求人の主張は、本件開示請求当初から変わることなく、開示請求手続とは無関係な発言や〇〇交差点における違法駐車の実態等に関する苦情等に固執し、公文書の特定に非協力的であったため、実施機関では公文書の特定ができなかったとのことである。

III 本件開示請求5から7までにおける言動について

審査請求人は、本件開示請求5から7までの請求内容の確認の際に、「どうせあんた達は非開示とか言って真っ黒に塗ったのを出すんだろ。それでいいよ、審査請求するから。そもそも私は情報公開している意味が違う。『請願書』と書いてあるだろ。」と発言したこと、実施機関の職員が「開示請求をしているということではないのか。」と問い質したところ、審査請求人は、「馬鹿か、お前は何人だ。そこに書いてあるだろ。警察官僚の告発のためにその証拠を開示しろと言っているんだ。」と応答したとのことである。

さらに、「開示請求書ではなく請願書と書いてあるだろ。これまで6通送っているが、警察官としての〇〇署が守ってくれていれば一週間たって取り下げてやってもいいのに。開示請求ではない。警察の怠慢、タクシー業界との癒着を告発するために、やるべきことをやっていない文書の開示を求めているとそこに書いてあるだろ。」「行政に対する粛清をしようと言っているんであって、何を告発するのか忘れないように、そこに毎日長々と書いてファックスしている。警視庁の大掃除をするから非開示でもなんでもすればいい。」「どうせ審査請求するんだから。毎日請求するから。そして今、審査請求書もどんどん書いて印刷しているから。」等と、恫喝的な言動とも

れる発言をしたとのことである。

また、審査請求人は、「請願書」と言いながらも「情報公開」と発言するなどその主張は二転三転し、開示請求手続とは無関係な発言、〇〇交差点における違法駐車取締り苦情等、〇〇署が〇〇交差点での取締りを実施すれば開示請求書は取り下げるとの発言、実施機関の〇〇係の対応等に対して批判的な主張等を繰り返し、実施機関は、審査請求人が真に公文書の開示を求めているものとは認められなかったとのことである。

IV 本件開示請求8から10までにおける言動について

審査請求人は、本件開示請求8の請求内容の確認の際に、「これ（実施機関が審査請求人に送付した開示請求書の写し）を各部署に送る。〇〇署長と警視總監を告発するから。」と発言したことから、実施機関の職員が「開示請求をされる理由は、〇〇署長と警視總監を告発するためにやっているのか」と問い質したところ、審査請求人は、「おめえ馬鹿だな。裁判するために開示請求しているわけじゃない。〇〇署に開示請求書を渡して取締りを是正させりゃいいじゃねえか。カメラは全世界で見られている。警察官がサボっている姿がうつっている。しっかりしろと言っておけ。」等と応答したとのことである。

さらに、審査請求人は、「〇〇交差点を見ている。警察官が2、3人映っていたけど違法駐車を取り締まらない。前よりは違法駐車もタクシーも減ったけど〇〇方向にはまだいる。警視總監を刑務所に入れないとコロナは収まらない。」、「俺の開示請求書は警視總監に見せているのか。警視總監も副総監も告発する。」、「〇〇署はどうしようもない。今日も電話したが全然だめだ。」、「警視總監もお前らも全員刑務所に入れてやるからな。」等と恫喝的な発言をするとともに、開示請求手続とは無関係な発言、〇〇交差点における違法駐車取締り苦情等、本件の開示請求書を〇〇署に渡して〇〇交差点での取締りを実施させるよう求める等の発言を繰り返し、審査請求人が真に公文書の開示を求めているものとは認められなかったとのことである。

なお、本件開示請求9及び10については、前記（ア）f（b）のとおり、実施機関は、電話による請求内容の確認ではなく、書面による補正依頼書を

それぞれ審査請求人に送付したものであり、これに対する審査請求人の言動は、前記（ア）f（b）のとおりである。

以上から、これら審査請求人の一連の言動と本件各開示請求の内容、及び前記アに記載の審査請求書における審査請求人の主張等とを併せて検討すると、審査請求人は、条例上開示請求権が認められていることを奇貨として、〇〇交差点での取締りを実施すれば開示請求書は取り下げるという趣旨の発言に象徴されるとおり、条例の定める開示請求制度の趣旨目的として認めることのできない「〇〇交差点における違法駐車取締り等を実施機関に行わせること」等を目的として、本件各開示請求を行っているものであると認められる。

（b）本件各開示請求内容について

本件各開示請求内容は、別表1の各項番「開示請求内容」欄及び「確認（補正含む）後の開示請求内容」欄に記載のとおりである。

これら各開示請求内容は、前記（ア）で述べたとおり、公文書を特定するために必要な事項以外の審査請求人の主張等がほとんどを占めており、その請求内容はいずれも不明確なものが多い。そのため、実施機関ではその都度、審査請求人に対し開示請求内容の確認を行わなければならない事態が生じていたとのことである。

実施機関の説明では、本件各開示請求内容の確認の際、審査請求人は、「何だっでいいだろう。請求書を見ろよ。」、「勝手に解釈すりゃいい。」、「非開示でもなんでもすればいい。」、「どうせ審査請求をするんだから。毎日請求するから。」等と申し立て、本件開示請求手続とは無関係な発言や〇〇交差点における違法駐車取締り苦情等に固執し、公文書の特定に非協力的であったため、公文書の特定ができなかったとのことである。

また、実施機関の職員は、審査請求人の非協力的な態度に対しても、審査請求人が望む公文書を特定するために参考となる公文書等を案内するなど、適正な対応に努めていたとのことであるが、審査請求人は、案内した公文書に対しても「いいよ、いいよ。」、「それでいいよ。」等と言うだけであり、公文書の特定ができた場合であっても、真に公文書の開示請求を求めているものとは認められなかった

旨、説明する。

そこで、審査会が本件各開示請求内容について改めて見分したところ、その内容は、いずれも実施機関である〇〇署における〇〇交差点での違法駐車取締り苦情等、特定部署、特定職員に対する抗議、表題には「請願書」等と記載していながらも開示請求を行うとする記載、開示請求の宛先には複数の行政機関名を列記し、実施機関に対して公文書を求めるというよりも、これら各行政機関に対して審査請求人の主張を知らしめようとするような記載等であった。

さらに、実施機関の補正の求めには非協力的でありながらも、あえてそのまま条例に基づく開示請求を維持し続けているという状況も認められた。

このような状況に照らしても、本件各開示請求は、その請求内容から審査請求人が真に公文書の開示を求める意思をもって行っているものとは認められない。

(c) 補正時の状況について

実施機関では、本件開示請求9及び10について、これまでの審査請求人との公文書の特定に関する経緯を踏まえ、書面による補正依頼書を送付し、開示請求内容の補正を求めている。

しかしながら、審査請求人は、当該補正依頼書に対して「いちいちこんな文書をよこしやがって。」等と申し立てるとともに、その後、補正書を提出しているものの、その内容は、いずれもおよそ補正の内容とは認められないものであり、公文書の特定ができなかったとのことである。

ここで条例6条を確認すると、公文書の開示の請求方法について同条1項では、「開示の請求は、実施機関に対して、次の事項を明らかにして東京都規則その他の実施機関が定める規則、規程等で定める方法により行わなければならない。」と定め、同項各号として「一 氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあつてはその代表者の氏名」、「二 開示請求に係る公文書を特定するために必要な事項」及び「三 前二号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項」と明らかにすべき事項を定めている。

また、同条2項では、「実施機関は、前項の規定により行われた開示請求に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をしたもの（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合に

において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。」と定めている。

このように、開示請求者には、条例6条により、実施機関に対して開示請求に係る公文書を特定するために必要な事項を明らかにすることが義務付けられているのである。したがって、一般に、開示請求者は、自らが求める情報が公開されるよう開示請求する立場から、開示請求書に当該必要事項を記載し、もしその補正を求められた場合には、これに適正に対応するものと考えられる。

そこで、審査会が改めて本件開示請求9及び10について補正依頼書及び補正書を見分したところ、当該補正依頼書には、実施機関によって、請求者の求める公文書を的確に抽出し特定するために必要な情報が不足しているため開示請求の内容を補正するよう求める旨の丁寧な記載が認められるのに対し、審査請求人から提出された補正書には、いずれも、その内容がおおよそ補正の内容と認めることのできないこれまでと同様の記載内容であった。

したがって、請求に係る公文書の特定ができなかったとする実施機関の説明は首肯することができる。

よって、審査請求人は、本件開示請求9及び10においても、補正書によって、公文書の特定に対応しているものとは認められず、真に公文書の開示を求めているものとは認められない。

以上（a）から（c）までに詳述したとおり、本件各開示請求における審査請求人の言動、請求内容、方法等から、本件各開示請求の目的が真に公文書の開示を求めるものでないことが明らかである。

b 開示請求の手續において、著しく不適正な言動が繰り返されていると認められるか

本件各開示請求時における審査請求人の言動については、前記 a（a）のとおりであり、その内容は実施機関の理由説明書に記載されている。

これら実施機関の説明によると、審査請求人は、前記 a（a）に記載の言動以外にも、本件各開示請求内容の確認時において、「日本人なら日本語使え。」「馬鹿か、おまえは何人だ。」「おまえを告訴するぞ。」「お宅の課長の3年間の出勤記録を開

示請求するよ。」、「あんたは自殺しろとまでは言わないけど、免職しろ。」、「責任者に免職しますと言え。」、「刑務所に行け。」、「お前は裁判かけなきゃ治んねえのか。」、「おまえを告発したら、自殺するだろうけど。」、「この〇〇野郎、〇〇野郎」等、誹謗中傷、恫喝的な言動を繰り返しており、また、実施機関の女性職員に対しては、「〇〇署（署員の不祥事）がパンツ盗んだでしょう。あなたの盗まれたら怒るでしょう。」、「お宅の興信調査もしているんだから。」、「彼氏に今日は締まっているといっやれ。」、「エロビデオばっか見おって」等、卑猥な言葉を発するなど、いずれの発言も開示請求手続において許容される限度を著しく逸脱するものであったとのことである。また、対応した実施機関の職員に対しても、著しい精神的苦痛を生じさせている旨、説明している。

そこで審査会が実施機関のこれら発言内容が記載された理由説明書を見分したところ、当該発言は、〇〇交差点での違法駐車等の取締りを求める発言と共に、本件各開示請求の内容確認の際に発せられているものとして、併せて記録されているものであった。

したがって、これら審査請求人の言動について、前記 a でも指摘した審査請求人の言動等と併せて検討すると、審査請求人は、条例上開示請求権が認められていることを奇貨として、条例の定める開示請求制度の趣旨目的として認めることのできない、「〇〇交差点における違法駐車等の取締り等を実施機関に行わせること」等を目的として、本件各開示請求を行っているものであると認められるものであり、特に上記の各発言は、開示請求制度の趣旨を著しく逸脱し、社会通念上も一般に許容することのできない極めて不適正なものであると認められる。

c その他実施機関の業務支障等について

(a) 過去に審査請求人に対し出された答申及び裁決により非開示決定処分が妥当とされた公文書に対して、再度開示請求を行っていることについて

実施機関は、理由説明書において、本件開示請求 1 及び 2 における実施機関職員の〇〇について、審査請求人は過去に実施機関がした「特定部署の職員の〇〇」の非開示決定処分に対し、東京都公安委員会に審査請求を提起し、審査会から原処分妥当の答申が出され、同委員会から棄却の裁決を受けている旨、説明する。

この点について、実施機関が審査請求人に指摘したところ、「非開示でもなんで

もすればいい。どうせ審査請求をするんだから。」と言い返すなど、対象となる公文書が開示されないことを承知の上で開示請求を行っており、実施機関の業務負担を認識しながらあえて既に結論が出ている開示請求を行っている旨、説明する。

そこで、審査会が実施機関の指摘する答申について見分したところ、実施機関の説明のとおり、当審査会において、過去に審査請求人が行った審査請求に対して審議を行っており、実施機関の非開示決定処分に対して妥当である旨の答申を出している事実が確認された。

(b) 新型コロナウイルス感染症対策による一時的な業務過多の状況にある特定の警察署に対し、その業務の負担状況を認識しつつ、短期間で重複する開示請求を繰り返していることについて

本件各開示請求では、審査請求人は、前記 a 及び b で示したとおり、〇〇署における〇〇交差点での違法駐車取締り等に関する苦情を中心として同署作成に係る種々の公文書の開示請求を繰り返している。

実施機関の理由説明書では、〇〇署において、令和2年〇月〇日及び同月〇日に新型コロナウイルスの感染者が署内で発生する事態が生じたが、審査請求人は〇〇署に対し「〇〇署は〇〇で感染者を出したりして、機動隊とかが来ている。」、「〇〇署はバチがあたったんだよ。」などと言い立て、新型コロナウイルス感染症対策で〇〇署の態勢が一時的に業務過多となっている状況を認識しつつも、自らの要求を通すための圧力・手段として、あえて短期間に重複する開示請求を繰り返している旨、説明する。

そこで、審査会が〇〇署における新型コロナウイルス感染症対策に関して確認したところ、実施機関の説明のとおり、当時感染者発生の実事が報道され、〇〇署における新型コロナウイルスの感染事態に対して、緊急的に感染症対策を実施していた状況が確認できた。

以上のとおり、本件各開示請求はそのほとんどが〇〇署の作成に係る公文書に集中されていること、及び、同署の管轄内にある〇〇交差点での違法駐車取締り等を同署に行わせる意図をもって、審査請求人が開示請求を繰り返している状況に加え、審査請求人の上記の言動を踏まえて検討すると、審査請求人は、実施機関において業務の負担が過多となっていることを認識しつつも、自らの要求に

従わせるための手段として本件各開示請求を繰り返しているとする実施機関の説明は、首肯できるものである。

d 権利濫用の法理の適用について

以上のことを踏まえると、審査請求人の本件各開示請求は、前記 a から c までに示すように、真に公文書の開示を求めているものとは認められず、その開示請求の方法等も不適正であると認められることから、開示請求制度を不適正に利用していると認められるものであり、他方、実施機関は、条例等の規定に基づき審査請求人に対して、適正に、かつ、真摯に対応していたものと認められる。

したがって、これら審査請求人による開示請求権の行使は、開示請求権が最大限尊重されるべきであることを考慮したとしても、公正で透明な都政の実現を図る情報公開制度の健全な運営を阻害するものであり、もはや条例 4 条の趣旨を逸脱したものであると言わざるを得ない。本件各開示請求は、実施機関の粘り強い努力の結果、開示請求文書を特定できたものも一部認められるが、既に見てきたとおり、本件各開示請求は全体として権利行使の範疇を超えて著しく不適正であって、開示請求それ自体が権利の濫用に該当するものと認められるから、実施機関が本件各開示請求について、いずれも権利の濫用に当たるとして却下した処分は、妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書等においてその他種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

久保内 卓亜、木村 光江、徳本 広孝、寶金 敏明

別表 1

項番	開示請求書実施機関 関収受日	開示請求内容	確認（補正含む）後の開 示請求内容	開示決定 等の期間 の延長の 有無	決定の 内容	決定 日	審査請 求書の 収受日	諮問日
1	令和 2 年 4 月 8 日	安倍晋三総理の私邸の警備を怠り、危険なテロを見逃し、春の交通安全運動期間の令和 2 年〇月〇日から〇日の深夜、〇〇交番の前の〇〇交差点内の法定駐停車禁止場所に長時タクシーが客待ちを数台していたが、〇〇警察署に再三電話をしたが取締りの要請にも黙り込んで回答せず、不当に放置していたので、〇〇交番に直接電話したが、当直の警察官が現場で三人の警察官が注意していると虚偽の回答をした。請求人は四時間以上、世界に発信している〇〇監視動画見ているが、その間二度ほど警察官らしき二人組が違反のない時間に歩いていた。その後現場にパトカーが一台深夜三時ごろに違反車の横をただ通過したのみであった。〇〇署の当直記録、及び過去二か月のパトカーの運行記録を開示されたい。また〇〇署長の〇〇、各署員の〇〇を開示されたい。	<p>1 令和 2 年〇月〇日から同年〇月〇日（開示請求日）までの</p> <p>(1) 〇〇警察署の「本署当番活動記録表」</p> <p>(2) 〇〇警察署地域課パトカーの運行日誌</p> <p>2 〇〇署長（現在）の〇〇</p> <p>3 〇〇警察署の署員の〇〇</p> <p>（以下まとめて「本件開示請求 1」という。）</p>	有	却下 （本件開示請求 1 から 10 までをまとめて）	令和 2 年 5 月 21 日	令和 2 年 8 月 17 日 （本件開示請求 1 から 10 までをまとめて）	令和 2 年 12 月 15 日 （本件開示請求 1 から 10 までをまとめて）
2	令和 2 年 4 月 8 日	<p>1 日本国憲法に違反して、警視庁、公安委員会、各警察署等の違法行為、業界癒着、交通事故、犯罪防止を放棄した現況を是正するために、県外から公文書情報公開、苦情申し立てを戦略的に課員が失笑しながら公務をしている、憲法に保証する公文書情報公開を担当する公務員全員の〇〇、〇〇、担当公務、社会的地位等を厳正公正に開示されたい。</p> <p>2 また情報公開の業務連絡、苦情申し立てを妨</p>	<p>1 〇〇の職員の〇〇及び〇〇並びに〇〇</p> <p>2 警視庁本部〇〇担当職員 の〇〇及び〇〇並びに〇〇 令和 2 年〇月〇日の〇〇署管内の「タクシーの駐車違反の苦情」についての各種通報事案処理簿 警視庁〇〇課〇〇係の</p>	有				

		<p>害する交換業務の組織、職員の〇〇、〇〇、〇〇等を開示されたい。尚、令和2年〇月〇日に〇〇署のタクシーの多大な違法駐車放置の苦情処理の結果を開示し、苦情が膨大であるという受付組織の規約、規定、公務員の〇〇、〇〇、苦情の件数を開示されたい。</p> <p>3 最高責任者で部下の不法行為を黙認している、警視総監、副総監、各部長の〇〇、〇〇を開示されたい。</p>	<p>職員の〇〇及び〇〇 令和2年〇月〇日の同〇〇係の苦情を受理した件数一覧 同〇〇係の内部規定で「県外の者からは受理しない」と定めたもの</p> <p>3 警視総監、副総監、各部長の〇〇及び〇〇</p> <p>(以下まとめて「本件開示請求2」という。)</p>					
3	令和2年4月9日	<p>危険な新型コロナウイルスの被害に侵されている〇〇署の春の交通安全運動期間の令和2年〇月〇日から〇日の深夜、〇〇交番の前の〇〇交差点内の法定駐停車禁止場所に長時タクシーが客待ちを数台していた。〇〇警察署に電話をしたが当直は受け付けず110番担当に回され忙しいと拒否された。</p> <p>その後二人の警察官が交番から出てきたらタクシーは逃げて後ろに違法駐車黒い車注意していたが、検挙しなかったので交番に調査の電話をしたところ長時間違法駐車しても、運転手が乗っていれば検挙しないとのこと、翌日〇〇署の交通の女性担当者に抗議の電話をしたが、同様の不当な回答であった。交通安全運動期間なのに歩行者等に危険な交差点、歩道上に違法行為を長時間犯しても注意で済む警視庁の取締り指針、指令、会議録等を不偏不党、厳正公正開示されたい。パトカーも見逃した</p> <p>(以下「本件開示請求3」という。)</p>		有				

4	令和2年 4月10日	<p>危険な新型コロナウイルスの夜間警ら、職務質問する、法律を無視する〇〇署の春の交通安全運動期間の令和2年〇月〇日から〇日の深夜、〇〇交番の前の〇〇交差点内の法定駐停車禁止場所に相変わらず長時間タクシーが客待ちで数台していた。〇〇警察署に電話をしたが生返事で当直は受け付けず刑法193条違反で放置、拒否された。その後、先日職務質問して、検挙しなかった、大きなぬいぐるみを車上に乗せた黒い車の若者が交差点内で違反タクシーの脇に二重駐車をし、〇〇カメラで撮影していた。深夜に5-6台のパトカーが通過したが不当に検挙しなかった。警視庁の当直に電話をしたが交換手がたらい回しの上、苦情かかりに回され25分ほどつながらなくて切った。交通安全運動期間なのに歩行者等に危険な交差点内に違法行為を長時間犯して取締りをしない警視庁の全署の当直日誌を開示せよ (以下「本件開示請求4」という。)</p>	/	有			
5	令和2年 4月11日	<p>危険な新型コロナウイルスの感染拡大の危機にありながら憲法、刑事訴訟法、国家公務員法、自治法、警察関係法等を無視する警視庁及び〇〇署の春の交通安全運動の令和2年〇月〇日深夜から〇日の早朝、〇〇交番の前の〇〇交差点内の法定駐停車禁止場所に相変わらず長時間タクシーが客待ちで数台していた。〇〇警察署に警視庁経由で電話をしたが生返事で当直は受け付けず、再度交番に電話をしたが〇〇の名前を告げると締めに行かず、刑法193条違反で放置、無視、拒否された。その後、先日職務質問して、検挙しなかった、〇〇交差点〇〇で約3000人が視聴している、有名な大きなクマのぬいぐるみを車上に乗せ</p>	/	有			

		た黒い車の若者が再び、交差点内で違反タクシーの脇に二重駐車をして、〇〇カメラで撮影していた。取締りの急訴記録、当直日誌を開始せよ (以下「本件開示請求5」という。)					
6	令和2年 4月12日	<p>請願 関東大震災が予測され、震度4の地震が発生し、危険な新型コロナウイルスの全国的な感染拡大、クラッシュに依る医療危機で、安倍総理が昨日、全国に緊急要請が追加された重大な夜間に、警棒を手に持って、数人の公務員である警察官が新宿等の繁華街を巡回する報道を見ると、地元の暴力団か、中国人のマフィア組織を連想する国民が殆どであろう。憲法、刑事訴訟法、国家公務員法、自治法、警察関係法等を軽視する警視庁の新型コロナウイルス対策の夜間等の警ら職務に関する方針、職務質問、忠告、指導等が明確にわかる通達、指導書、等の公文書及び東京都庁、小池知事等の協力依頼書、都議会の議決、意見等の判る公文書等を至急マスコミに公開し、公文書を開示されたい。及び春の交通安全運動中の現在までの全署の駐停車禁止違反の取締り検挙現況を開示されたい。違反が膨大である。</p>	<p>1 警視庁の通達又は通知のうち、新型コロナウイルス感染症対策により東京都が行っている外出自粛要請等に伴い、街頭警察活動の強化に関するもの</p> <p>2 令和2年春の交通安全運動実施に伴い、同年〇月〇日から〇月〇日までの全署の駐停車禁止違反の取締り(反則切符告知)件数の統計</p> <p>(以下まとめて「本件開示請求6」という。)</p>	有			
7	令和2年 4月13日	<p>請願 告発 の原因の一部である警察庁の杜撰な公務について以下開示請求いたします。神戸西警察署長、副署長が内閣総理大臣の要請を無視して、飲食遊興で新型コロナウイルスに感染した交通安全運動期間に、首都東京では、杜撰、企業癒着の警察組織交通犯罪免責事件が多発している。令和2年〇月〇日早朝再三再四違反放置の〇〇交差点から、〇〇方向の三車線の道路に最高7-8台の貨物トラックが車線を占拠し、最大三時間ほど違法駐車を1500人程が視聴している〇〇動画で見ていたので、警視庁から〇〇警察署に取</p>	<p>1 令和2年〇月〇日の〇〇署の各種通報事案処理簿及び同日の本署当番活動記録表</p> <p>2 令和2年〇月〇日の〇〇署の駐車違反の反則切符告知件数の統計</p> <p>(以下まとめて「本件開示請求7」という。)</p>	有			

		<p>締り、告発の電話を携帯電話したが、当直も地域課も、110担当も無視をした明らかに違反車両、警察との癒着であり当日の急訴記録、当直日誌、取締り等の公文書情報公開されたい。尚、公文書情報公開、交換手、苦情相談担当責任者の妨害も多発、日報開示を</p>					
8	令和2年4月14日	<p>請願・告発の原因の一部である警察庁の杜撰な公務について以下開示請求いたします。神戸西警察署長、副署長が内閣総理大臣の要請を無視して、兵庫県警察本部に虚偽の報告をして飲食遊興で新型コロナウイルスに感染し、〇〇系暴力団等の犯罪等を黙認するために、警察署の縮小を図った。警視庁の電話交換組織、公文書情報公開組織、広報広聴組織も同様、電話連絡を妨害して、再三の監察官等への取次ぎを訳のわからない因縁をつけ妨害し、殆ど通話ができない、首都東京では、杜撰、企業癒着の警察組織、請願、陳情等の妨害、交通犯罪免責事件が多発している。過去六か月の交換業務、〇〇担当課公務員、〇〇等の担当課公務員公務、出勤簿を開示されたい。公開、交換手、苦情相談担当、責任者の妨害も多発させた警視総監等の責任者も含めて前記同様の公文書を開示されたい</p>	<p>1 本庁〇〇担当職員、〇〇職員及び〇〇課〇〇係員の月間勤務記録表（過去6か月分） 2 警視総監及び副総監の出勤簿（過去6か月分）</p> <p>（以下まとめて「本件開示請求8」という。）</p>	有			
9	令和2年4月24日	<p>1 日本国憲法に違反して、警視庁、公安委員会、各警察署等の違法行為、業界癒着、交通事故、犯罪防止を放棄した現況を是正するために、県外から公文書情報公開、苦情申し立てに警視庁は戦略的に課員が失笑しながら公務をしている。 憲法に保証する国民の請願権を保証すべき公務員全員の職務内容等を厳正公正に開示されたい。</p>	<p>1 日本国憲法に違反して、警視庁、公安委員会、各警察署等の違法行為、業界癒着、交通事故、犯罪防止を放棄した現況を是正するために、県外から公文書情報公開、苦情申し立てに警視庁は戦略的に課員が失笑しながら公務をしてい</p>	有			

		<p>2 また、全国、全世界に公開報道されている、〇〇交差点等の危険な無灯火、暴走自転車等の取締りを過去一年分開示された。</p> <p>3 前記業界癒着の〇〇警察署の過去半年間の110番記録、当直記録を厳正公正に、開示されたい。</p>	<p>る。</p> <p>憲法に保証する国民の請願権を保証すべき警視庁公務員全員の職務内容分担表、事務機構図を厳正公正に開示されたい。</p> <p>2 全国、全世界にコロナウイルスで公開報道されている、〇〇交差点の危険な軽車両の自転車の無灯火、通行区分違反、左折直進、右折方法の違反の自転車の取締り、検挙現況を請求日から過去半年分を開示されたい。</p> <p>3 前記業界癒着の〇〇警察署の請求日から過去二ヶ月間の法定駐停車禁止違反の検挙110番通報記録、当直記録を開示せよ。</p> <p>(以下まとめて「本件開示請求9」という。)</p>					
10	令和2年4月27日	<p>請願。告訴告発の原因の一部であるコロナウイルス感染率は東京都は全国第一位、〇〇県も第〇位となっている。緊急事態宣言中に警察庁の警察学校の多大なコロナクラッシュ感染等感染予防の杜撰な公務について国民のために早急に改善する為都議会議事録、委員会議事録も公文書情報公開の請求いたします。</p>	<p>請願。</p> <p>告訴告発の原因の一部であるコロナウイルス感染率は東京都は全国第一位、〇〇県も第〇位となっている。緊急事態宣言中に警察庁の警察学校の多大なコロナクラッシュ感染等感染予防の杜</p>	有				

		<p>1 警視庁職員、官僚、警察官、臨時職員、嘱託、警察相談員等の新型コロナウイルス予防対策、感染状況、隔離現況、交通違反犯罪捜査、警護、警備、機動隊、科捜研等の代替現況議会報告</p> <p>2 警視庁の電話交換組織、公文書情報公開組織、広報広聴組織の〇〇警察署の〇〇交差点付近の大規模法定駐停車禁止場所違反放置等の電話連絡等を妨害して、再三の監察官等への取次ぎを訳のわからない因縁をつけ妨害し、殆ど通話ができない等の改善現況、警視総監等の指示の公文書を開示されたい</p>	<p>撰な公務について国民のために早急に改善する為〇月〇月の都議会議事録、文教公安委員会議事録も公開せよ。</p> <p>1 〇、〇月の職員、部課長、補佐、嘱託、警察相談員等の新型コロナウイルス予防対策、感染状況、隔離現況、交通違反犯罪捜査、警護、警備、機動隊、科捜研の交代要員の職務記録。</p> <p>2 警視庁の電話交換組織、公文書情報公開組織、広報広聴組織の〇〇交差点全体の大規模法定駐停車禁止場所違反放置等の電話告発を妨害して、再三の監察官への取次ぎを訳の判らない因縁をつけ妨害し、殆ど通話ができない等の改善現況、警視総監の通話遮断の指令、指示を開示されたい。</p> <p>(以下まとめて「本件開示請求10」という。)</p>				
--	--	--	---	--	--	--	--

別表 2

本件却下処分における「却下の理由」

却下の理由
<p>本件各開示請求は、以下のとおり社会通念上相当と認められる範囲を超えるものであり、開示請求権の本来の目的を逸脱し、権利の濫用と認められるから却下します。</p>
<p>1 開示請求の内容や目的について</p>
<p>(1) 自らの主張が容認されないことへの不平不満・苦情を表明するための手段、特定部署、特定職員に対する抗議・牽制の目的で、開示請求を繰り返し、開示請求制度を不当に利用していると認められること</p>
<p>開示請求者は、〇〇警察署、本部〇〇課〇〇係、〇〇課〇〇係、警視庁〇〇それぞれに架電し、各部署で自らの主張が容認されないことについて、その不平不満を表明するために、開示請求制度を利用して、苦情及び自己の主義主張を述べる場としている。</p>
<p>また、対応した部署の職員の〇〇及び〇〇、〇〇警察署の本署当番活動記録表、110番処理簿、各種通報事案処理簿、パトカーの運行日誌等の請求を行い、「そもそも情報公開どうのこうのではない。」、「私の言うことを聞いてもらうためにやっている。」、「また書いて送るから。情報公開は100万件行うが続ける。」などと主張して開示請求を繰り返したものであり、特定部署、特定職員に対する抗議・牽制の目的で行っていることが明らかである。</p>
<p>(2) 実施機関の業務負担を認識し、短期間で、内容の重複する開示請求を繰り返し行っていると認められること</p>
<p>開示請求者は、同一の公文書を反復して請求しているものもあり、「そもそも情報公開どうのこうのではない。」、「私の言うことを聞いてもらうためにやっている。」、「〇〇署は〇〇で感染者を出したりして、機動隊とかが来ている。」、「〇〇署はバチがあたったんだよ。」などと申し立て、新型コロナウイルスに罹患した〇〇への対応で態勢が一時的に混乱している〇〇警察署をターゲットとして、実施機関の業務負担を認識しつつ、敢えて短期間で重複する開示請求を繰り返しており、真に公文書の</p>

開示を求める目的で開示請求を行っているものではないと認められる。

2 開示請求の手続等態様について

(1) 対象となる公文書が開示されないことを承知の上で、過去に非開示決定を受けた公文書に対して開示請求を行っていることと認められること

開示請求者は、警視総監がした「特定部署の職員の〇〇」の非開示決定処分に対する審査請求を東京都公安委員会に提起し、東京都情報公開審査会から原処分妥当の答申がなされ、同委員会から棄却の裁決を受けているにもかかわらず、依然として〇〇の開示を求めている。

また、開示請求者に対して非開示決定を行った「特定部署の職員の〇〇」、「特定部署の〇〇」についても再度請求するものであり、対応した職員に対し「非開示でもなんでもすればいい。どうせ審査請求をするんだから。」と申し立てるなど、対象となる公文書が開示されないことを承知の上で開示請求を行っており、実施機関の業務負担を認識しながら敢えて既に結論が出ている開示請求を繰り返していると認められる。

(2) 職員に対して、開示請求を行う上で許容される限度を著しく逸脱した誹謗中傷、恫喝、卑猥な言動等を繰り返し行っており、精神的苦痛を生じさせていること

開示請求者は、開示請求の内容を確認するために電話をした実施機関の職員に対して「馬鹿か。」「やくざか。」などと威圧的に誹謗中傷するとともに、「責任者を出せ。出勤簿を開示請求してやろうか。」「お前を告訴してやる。名前は何だ。」などと自己の意に沿わない対応をする職員を恫喝しながら、開示請求とは関係ない自己の持論を執拗に繰り返すほか、電話対応した女性職員に対しては「エロビデオばっか見おって。」「この〇〇野郎。」「彼氏に今日は締まっていると言ってやれ。」などの卑猥な言動を繰り返し、許容される限度を著しく逸脱し、対応する職員に著しい精神的苦痛を生じさせている。

(3) 開示を受けていない公文書が多数あり、開示申込書の返送の求めにも応じていないこと

開示請求者は、実施機関が平成〇年から平成〇年までの間に、開示及び一部開示決

定した〇件〇枚〇円の開示手数料の納付に応じず、「返送の催告について（平成〇年〇月〇日付け監．文．情第〇号）」ほか〇通の文書により返送の催告を受けたが、未だ対象公文書の閲覧・写しの交付を受けていない。

また、実施機関が平成〇年から平成〇年までに行った開示等決定は〇件あり、そのうち〇件について審査請求に至ったが、非開示決定を除いた開示及び一部開示決定については、いずれも開示を受けないまま審査請求を提起している。

(4) 請求内容が不明確な開示請求を繰り返すとともに、請求内容の確認及び補正手続に真摯に応じていないと認められること

開示請求の内容は、自己の主義主張を記載するなど不明確なものが多く、電話による請求内容の確認、補正内容の確認の求めに対しても、開示請求制度と無関係な意見や主義主張を繰り返し、「勝手に解釈すりゃいい。」「いちいち説明しないでも分かるだろう。」などと申し立て公文書の特定に非協力的であり、特定に至らないこともある。

また、開示請求者は、実施機関の補正の求めに対して補正書を作成しているものの、その内容については、実施機関の全職員の職務内容分担表を求めるとするなど、およそ補正とは認められない内容であり、補正手続に真摯に応じていないと認められる。

3 実施機関の業務支障等について

政府による新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令され、新型コロナウイルス感染症の脅威に対応する厳しい情勢の最中、社会の混乱や不安に乗じた特殊詐欺などの犯罪も発生しており、上記1、2により犯罪の予防、捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を来たし、その結果、都民一般の被る不利益が大きいことは明らかである。